

ビジネスサポートQ&A

経営



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

事業承継、こんなに税金が高いの？

Q 事業承継を具体的に進めようとした場合にどのような点が問題になるのでしょうか。

A 親族内承継、親族外承継いずれの場合でも、株式や事業用資産の評価が問題です。

1...会社の価値は株式評価額で総括される

会社の承継は実質的には、株式の移動によって行われます。いくら社長だと言っても株式（有限会社の場合は、出資金）の持分が無い場合は、いわゆる「雇われマダム状態」ですから、いつ解職されても文句が言えません。代表取締役として安定的な地位を築くためには、自分自身や親族で株式総数の四分の三以上の所有が最低条件です。この条件を満たすために行う株式の譲渡、贈与などによる利益には税金がかかります。株式一株あたりは評価額は、基本的に決算期末の貸借対照表の合計額から負債の合計額を差し引いた金額（純資産と言います）を発行済株式数で除することによって決定されます。譲渡の場合は、評価額から取得価格

を引いた利益が所得税の対象とされ、贈与税の場合は、一株あたり評価額に贈与株数を乗じた金額が贈与税の対象となります。相続税の場合も同様です。

2...我が社の株式はそんなに高いの？

問題は、税法上、貸借対照表の個々の資産は時価で評価することになっていることです。貸借対照表の帳簿価額は取得価額ですから、例えば土地の含み益が大きい会社、これまでの内部留保が多い会社の株式評価額が極めて高くなるのです。通常、老舗といわれる会社の株式は、過去からの蓄積も多く、不動産の含み益も多いため株式の評価額が高く、譲渡、贈与などにおける税金負担額が大きく事業承継の障害となっています。

国でも評価額を下げるため、いろいろな軽減策を取ってきました。例えば、同業種の上場会社の配当率や利益などと比較して中小企業の株価を決定する【類似業種比準価額方式】【類似業種比準価額と純資産価額との併用方式】の導入などです。しかし、やればやるほど複雑なシ

ステムになり、いまや自社の株式評価額がいくらか経営者自身では計算できないほどです。決算時に会計事務所などに依頼し評価をしておくことが事業承継の第一歩です。

3...一物二価で迷宮入り

さらに評価を複雑にしているのは、株式を移動する相手によって同一の株式の評価方法が変わることです。これまで説明した評価方法は、株式を株主の親族に売却する場合の算定方法ですが、親族外第三者に移動する場合は、【配当還元方式】が可能です。この方式では、原則として不動産の含み益も内部留保も評価額に入らないなど評価額が軽減されますが、税法上の同族株主とは何ぞやなど、さらに複雑な世界が展開することになります。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎011-251-5631

ビジネスサポートQ&A 法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

支払督促・少額訴訟

Q 当社の売掛先が、売掛金の金額自体については認めているのにお金を払ってきません。どうしたらよいでしょうか？

A 訴訟を提起し、勝訴判決を得て強制執行するということも可能ですが、売掛先との間で、債権の金額に争いが無いのであれば、「支払督促」という制度を用いることを検討しても良いでしょう。

Q 「支払督促」とは、どのような制度でしょうか？

A 支払督促とは、債権者の申立に基づき、債務者に金銭の支払いなどをするよう督促する旨の裁判所書記官の処分をいいます（民事訴訟法三八二条ないし三九六条）。

支払督促が債務者に到達してから二週間以内に異議の申し立てがないと仮執行宣言を付すことができ、同仮執行宣言が付された支払督促が債務者に到達してから二週間以内に異議の申し立てがされないと、確定判決と同一の効力を有することになります（民事訴訟法三九六条）。

Q 「支払督促」はどのような場合に用いられるのでしょうか？

A 同手続は、債務者について争いがある場合だと、債務者から異議が申し立てられ、通常訴訟に移行してしまうことから（民事訴訟法三九五条）、債務の存否やその金額に争いが無い場合に使用される人が多いです。

Q 自宅を引越したのですが、賃貸人が敷金を返還してくれませんか？どのような手続を使えばよいでしょうか？

A 返還を求める敷金の金額が六〇万円以下であるなど、その金額が大きくなければ、「少額訴訟」を検討されてはいかがでしょうか。

Q 「少額訴訟」とはどのような手続ですか？

A 少額訴訟とは、小額（六〇万円以下）の金銭トラブルについて、低廉・簡易・迅速に解決することを目的として設けられている訴訟手続です（民事訴訟法三六八条から三八一条）

Q どのような場合に用いられているのでしょうか？

A 本件のような敷金返還請求事件や、軽微な物損事故など、金銭の支払を求めるもので、金額が少なく軽微な案件に利用されています。

Q 少額訴訟を利用する際に気をつけるべきことはなんですか？

A 少額訴訟の最大の特徴は、通常は一回で結審してしまう点です。したがって、一回目の期日に、提出できる証拠は全てきちんと提出する必要があります。

また、相手方は、通常訴訟への移行を申立てることができますので、相手方が少額訴訟による審理を拒んだ場合、強制することはできません（民事訴訟法三七三条一項）。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一―六三一―三〇〇